

八王子市中水道事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）が実施する再生水を利用する事業（以下「中水道事業」という。）に関し、市と再生水の給水を受け使用する者（以下「使用者」という。）との関係を規定し、給水条件その他給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生水 雑排水（便所排水を除く汚水排水）を再利用することを目的に再生処理した水をいう。
- (2) 給水設備 再生水を受水し配水する受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、給水管及びこれに直結する給水用具並びにこれらに附属する器具類をいう。
- (3) 集水設備 雑排水を集水する排水管、集水マスをいい、下水道法第10条に規定する排水設備をいう。
- (4) 中水設備 給水設備及び集水設備を総称していう。
- (5) 集水管 集水設備から排出される雑配水を再生処理施設へ供給するための管をいう。

(給水区域)

第3条 給水区域は、次のとおりとする。

市の多摩ニュータウン区域の京王相模原線南大沢駅南側地区

(用途)

第4条 再生水の用途は、水洗便所の洗浄用水及び公園等の修景用水に限るものとする。ただし、市が認めた場合は、この限りではない。

(中水設備の設置等)

第5条 中水設備は、使用者が設置し、管理しなければならない。

第2章 給水

(給水の申込み)

第6条 再生水の給水を受けようとする者（以下「給水申込者」という。）は、あらかじめ使用水量、用途、使用開始時期等について、再生水給水申込書により市に申し込まなければならない。

(給水の契約)

第7条 給水申込者は、再生水の給水開始に先立ち市と再生水の給水に関する契約を締結しなければならない。

(給水の制限又は停止)

第8条 市は、災害、施設の損傷その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、

給水を制限し、又は停止することができる。

2 市は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその期日及び理由を使用者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止により使用者に損害が生じることがあっても、市はその責を負わない。
(水量メーターの設置)

第9条 使用者は、使用水量を計量するため、給水設備に市の定める水量メーターを設置しなければならない。

2 前項の水量メーターの設置位置及び種別は、市が定める。

3 第1項の水量メーターは、計量法に基づく検定に合格したものでなければならない。また、使用者は水量メーターの検定の有効期間が経過したときは、速やかに更新しなければならない。

4 使用者は、善良な管理者の注意をもって水量メーターを管理しなければならない。
(水質及び水圧)

第10条 給水する再生水の水質の基準は、次のとおりとする。

PH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	10以下
大腸菌群数 (個/ml)	検出されないこと
残留塩素 (mg/l)	保持されていること
外観	不快でないこと
臭気	不快でないこと

2 送水水圧は、給水設備の始端（送水管の末端）において、1平方センチメートル当たり0.5キログラム以上とする。

(使用の休止又は廃止)

第11条 使用者は、再生水の使用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市に届け出なければならない。

2 市は、使用者が再生水の使用を廃止した場合で、再生水供給施設の管理上必要があると認めるときは、送水管と給水設備を結ぶ管及び集水管と集水設備を結ぶ管（以下「集水取付管」という。）の撤去を命ずることができる。この工事に要する費用は、使用者の負担とする。

第3章 雑排水の集水

(雑排水の集水)

第12条 使用者は、再生水の原水とするため、自らの施設から発生する雑排水を集水管に排水しなければならない。

(集水ます等の設置)

第13条 集水マス及び集水取付管の位置及び高さは、市が定める。

第4章 中水設備

(設置基準)

第14条 中水設備の構造及び材料等の設置基準は、別に定める中水設備構造基準実施細目による。

(中水設備の新設等)

第15条 中水設備を新設、改造、又は撤去をしようとする者は、あらかじめ市に届け出なければならない。

2 前項の設計及び工事は、市が指定する者（八王子市排水設備工事指定工事店で、かつ、東京都指定給水装置工事事業者である者）でなければ施行することができない。

(しゅん工図書の届出)

第16条 中水設備を新設、改造、又は撤去した者は、工事しゅん工後、速やかにしゅん工図書を市に届け出なければならない。

第5章 料金

(料金の徴収)

第17条 市は、使用者から再生水使用の料金を徴収する。

2 市は、八王子市下水道条例の規定に基づき、使用者から集水管に排水する雑排水及び公共下水道管に排水する便所排水に係る下水道使用料を徴収する。

(料金)

第18条 再生水使用の料金の料率は、使用水量1立法メートルあたり260円とする。

2 料金は、使用水量に応じて前項の料率を適用して得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(使用水量の計量)

第19条 市は、二ヵ月間を使用水量の計量期間とし、隔月ごとに市の定める定例日に水量メーターによって使用水量を計量する。

2 市は、必要があると認めたときは、前項の定例日によらず計量を行うことができる。

(使用水量の認定)

第20条 次の各号のいずれかに該当し、使用水量を水量メーターにより計量することができないときは、市が使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他必要があると認めたとき。

2 前項の使用水量の認定は、従前の使用水量その他の事情を考慮して行う。

(料金の徴収方法)

第21条 料金は、納入通知書により隔月に徴収する。ただし、市が必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。

第6章 管理

(使用者の管理)

第22条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、給水を受けた再生水が汚染し、又は漏れないように給水設備を管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったため生じた損害は、使用者の責任とする。

3 使用者は、中水設備に異常があると認めたときは、ただちに市に届け出なければならない。
(緊急時の対応)

第23条 使用者は、給水を受けた再生水が水道水に混入した事実があったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに再生水及び水道の供給を停止し、これら汚染され、又は汚染されたおそれのある水を利用しないよう利用者及び関係者に周知するとともに緊急に原因の除去その他の適切な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(中水設備の検査)

第24条 市は、管理上必要があると認めたときは、中水設備を検査し、使用者に対し必要な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第25条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の継続する間、使用者に対し給水を停止することができる。

- (1) 中水設備において他の配管との誤接合が認められたとき。
- (2) 料金を期限内に納めないとき。
- (3) 再生水の使用をやめたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がなく、第19条第1項の使用水量の計量又は第24条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(その他)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、従前の管理者（東京都）と再生水の給水に関する契約を締結している者は、第6条の規定による申込みをしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の八王子市中水道事業実施要綱第18条第2項の規定は、平成26年6月分の使用料から適用し、平成26年5月分以前として算定する使用料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の八王子市中水道事業実施要綱第18条第2項の規定は、令和元年12月分の使用料から適用し、令和元年11月分以前として算定する使用料については、なお従前の例による。

中水設備模式図

[参 考]

